

【 手術 】

124 骨セメント（人工関節固定用）の算定について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

次の手術時の 079（2）骨セメント（人工関節固定用）の算定は、原則として認められる。

- (1) 人工骨頭挿入術
- (2) 人工関節置換術後の二次感染に対する手術

○ 取扱いを作成した根拠等

特定保険医療材料の骨セメント（人工関節固定用）については、厚生労働省通知^{*}に「人工関節（股関節、膝関節、肩関節、肘関節、足関節等）置換術を行う際の固定を目的として用いた場合に算定する。」と示されている。

人工骨頭挿入術は、大腿骨頭を切除し人工骨頭を置換する手術で、人工骨頭の固定方法の一つとして骨セメントを使用する方法がある。

また、人工関節置換術後の二次感染に対する手術においては、感染の治療目的で抗生剤含有の骨セメントが使用される場合がある。

以上のことから、人工骨頭挿入術時、人工関節置換術後の二次感染に対する手術時の骨セメント（人工関節固定用）の算定は、原則として認められると判断した。

（※）特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について